

スタートアップとの官民連携促進事業委託業務
プロポーザル公募要領等に係る質問への回答

(令和8年3月3日現在)

【質問番号1】

質問項目	(公募要領・仕様書の別 項目 ページ数等) ●「スタートアップとの官民連携促進事業委託業務 プロポーザル公募要領」P2「1 プロポーザル参加者要件」(1)『プロポーザル評価会議を開催する日において、「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）」に掲載されている者であること』について
質問内容	●現時点で弊社は当該名簿への掲載がなく、至急、随時申請を行う予定でございますが、申請手続き中であっても本公募案件に入札は可能でしょうか。 ご多用のところ恐れ入りますが、ご教示のほどよろしくお願い申し上げます。
回答	プロポーザル公募要領のとおりです。 プロポーザル参加申込書、企画提案書の提出は可能ですが、プロポーザル評価会議の開催する日に「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）」に掲載されていない場合は、失格となりプロポーザル評価会議に参加できません。 また、「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）」に掲載されなかったことで失格となっても、プロポーザル公募要領P6「(7) プロポーザル参加に当たっての注意事項」「カ 費用負担」に示すとおり、本プロポーザル参加に要した経費等は提案者の負担となりますので、ご理解の上、プロポーザル参加手続きを行ってください。